

地域少子化対策重点推進交付金

令和5年度執行予算100.0億円（R5当初 10.0億円、R4補正 90.0億円）

地域少子化対策重点推進事業

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業（補助率：2/3、3/4）

（補助率3/4で支援するもの）

- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化
- ・オンラインによる結婚相談・伴走型支援
- ・結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成
- ・若い世代向けのライフデザインセミナー



※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援

結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業（補助率：1/2、2/3）

（補助率2/3で支援するもの）

- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ・若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等
- ・男性の育休取得と家事・育児参画の促進
- ・子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築
- ・多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備
- ・多様な働き方の実践モデルの取組
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究



※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

結婚新生活支援事業（補助率：1/2、2/3）

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（家賃、引越費用等）を補助）を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、
住宅賃借費用、引越費用

○ 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
30～39歳 30万円

○ 一般コース（補助率：1/2）

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
30～39歳 30万円



地域少子化対策重点推進交付金の推移

令和6年3月定例会
福永晃仁議員
配付資料 -2
出所：こども家庭庁

令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度 (R5.4.1交付決定)	
25.5億円		21.0億円		21.5億円		36.7億円		100.0億円	
H30補正	16.0億円	R1補正	11.5億円	R2補正	11.8億円	R3補正	28.5億円	R4補正	90.0億円
R1当初	9.5億円	R2当初	9.5億円	R3当初	8.2億円	R4当初	8.2億円	R5当初	10.0億円
				R3補正	1.5億円				
都道府県 45 市町村 345		都道府県 46 市町村 364		都道府県 44 市町村 608		都道府県 44 市町村 724		都道府県47 市町村836	
都道府県 45 市町村 114		都道府県 46 市町村 113		都道府県 44 市町村 163		都道府県 44 市町村 203		都道府県 47 市町村 247	
323		333		393		481		644	
市町村 266		市町村 291		市町村 539		市町村 637		市町村 741	
—		—		都道府県 12 市町村 142		都道府県 26 市町村 249		都道府県 34 市町村 450	
1,411		2,101		4,530		6,166		10,619	

調査結果 1 2023年5月1日現在の学童保育数、入所児童数

○ 学童保育の「支援の単位」数は、3万6,094、か所数は2万4,493か所

○ 学童保育の入所児童数は、140万4,030人 * 前年比55,908人増

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	「支援の単位」数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1998年	9,627		333,100人	1997年児童福祉法改定、1998年施行。(注1)
2013年	21,635		888,753人	入所児童数は約4万2,000人増(注2)
2014年	22,096		933,535人	入所児童数は約4万5,000人増。
2015年	—	25,541	1,017,429人	内閣府子ども・子育て本部発足。「子ども・子育て支援新制度」施行。入所児童数は約8万3,000人増(注3)
2016年	—	27,638	1,076,571人	入所児童数は約5万9,000人増(注4)
2017年	—	29,287	1,148,318人	入所児童数は約7万1,000人増。「支援の単位」数は1,649増。
2018年	23,315	31,265	1,211,522人	入所児童数は約6万3,000人増。「新・放課後子ども総合プラン」策定。放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人増やす目標。「支援の単位」数は1,978増。
2019年	23,720	32,654	1,269,739人	入所児童数は約5万8,000人増。「支援の単位」数は1,389増。学童保育数は405増。
2020年	23,979	33,671	1,305,420人	入所児童数は約3万5,000人増。「支援の単位」数は1,017増。学童保育数は259増。2014年と比較して、入所児童数が37万1,000人増なのに対し、学童保育数は1,883増にとどまる。
2021年	24,447	34,437	1,307,699人	入所児童数は約2,200人増。「支援の単位」数は766増。学童保育数は468増。
2022年	24,414	35,337	1,348,122人	入所児童数は約4万人増。「支援の単位」は900増。学童保育数は33減。
2023年	24,493	36,094	1,404,030人	入所児童数は55,908人増。「支援の単位」は757増。学童保育数は79増。

(注1) 入所児童数の悉皆調査は2006年から実施。1998年の入所児童数は、5年ごと実施の詳細な実態調査をもとに割り出した概数。

(注2) 学童保育数・児童数ともに、神奈川県川崎市の「わくわくプラザ」のうち、学童保育の専用スペースを確保したとして国の学童保育の補助金を受けている98か所(入所児童数約6000人)を含めた数字。2023年は「支援の単位」数326、14,981人。

(注3) 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(2014年4月策定)では、「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置」「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と定められた。2015年調査から、「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位であると考え、「支援の単位」数を集計。

(注4) 児童福祉法改定により、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、市町村に届け出ることが必要になった。2016年調査から届け出された数を集計。

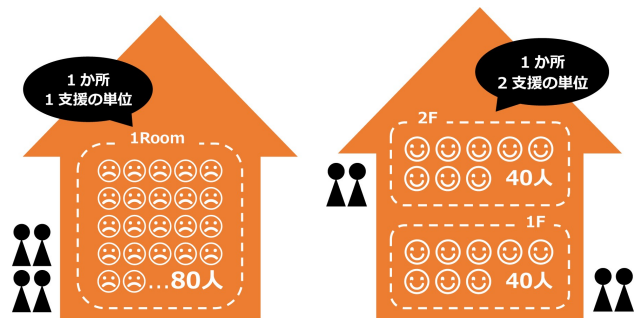
学童保育のか所数と「支援の単位」数の考え方

1つの施設に、80名の子どもが入所していて、4名の指導員が配置されている

⇒ 1か所、1支援の単位

1つの施設ではあるが、2部屋に40名ずつ子どもをわけて、2名の指導員がそれぞれ配置されている

⇒ 1か所、2支援の単位



学童保育(国の施策名は放課後児童クラブ)は、保護者が労働等の理由により昼間、家庭にいない小学生を対象にして、学校休業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業期間中の子どもの生活を保障する事業です。

児童福祉法にはつぎのように定められています。

* 下線は全国学童保育連絡協議会が付記

児童福祉法第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

* 「保護者が労働等」には、「保護者の疾病や介護・看護、障害など」も含まれる。